

第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画における 計画期間の延長について

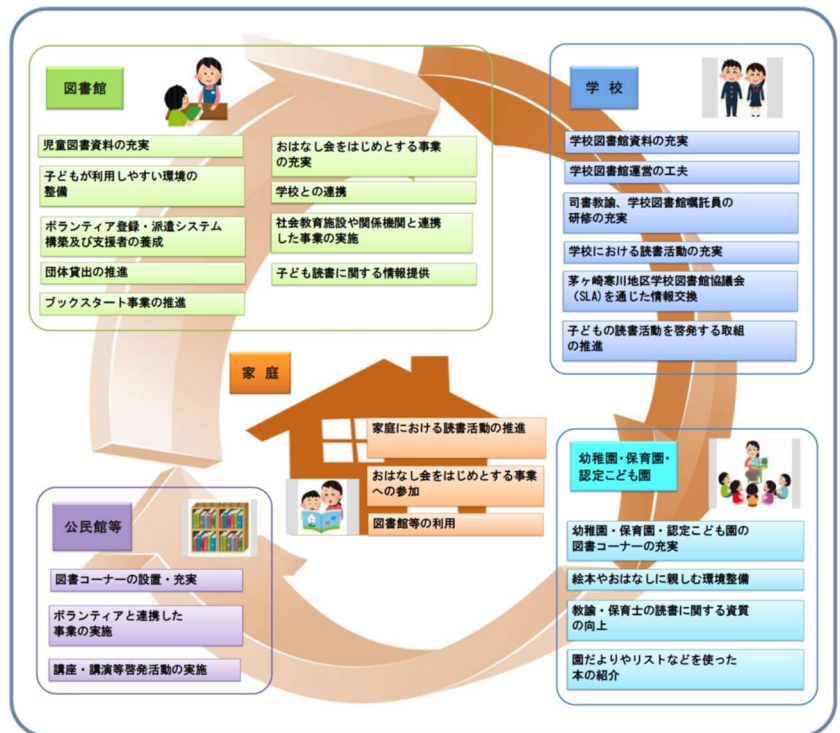
はじめに

図書館の個別計画である「第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（以下、「現計画」という。）」は、計画期間が平成28年度から令和2年度までの5年間であることから、今年度は「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画（以下、「次期計画」という。）」の策定作業を行うこととしていました。しかしながら、令和2年4月21日付け通知「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う実施計画及び組織改正等の延期について」及び令和2年5月7日付け通知「実施計画策定の延期に伴う個別計画の策定について」を受け、策定期間を延期することとなりました。これに伴い、現計画における今後の取扱いについて提案するものです。

現計画の概要

現計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づいて策定されています。全国では92.4%の市が策定しており、神奈川県内では、県及びすべての市町村が策定（100%）しています。

本市では、「読書のよこびを子どもたちに」伝えるという目標を掲げ、計画に基づいて、家庭・保育園・学校・公民館・図書館等の様々な機関が連携しながら、ブックスタートや保育園等への団体貸出、小・中学校でのブックトークといった取組みをしています。



出典：第2次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画【概要版】

計画期間の延長

計画期間は、自治体によって異なります。茅ヶ崎市では、平成23年度から5年ごとに

策定しており、現計画も前述のとおり今年度までの5年間としています。

しかし、現計画には「関連する計画の見直しが行われ本計画との整合性がとれなくなった場合、また社会情勢の変化等により本計画が実情に合わなくなった場合には、必要に応じて見直しを行います。」と記載があります。関連する計画である「茅ヶ崎市総合計画実施計画」は、策定作業を2年間延期し、令和4年度に令和5～7年度を計画期間とする実施計画を策定することになりました。そのため、次期計画も令和5年度を始期とするとともに、現計画の計画期間を2年延長（平成28年度から令和4年度までの7年間）します。

計画の内容

計画期間の延長に伴い、現計画の内容は、そのまま令和4年度まで継承します。基本方針、計画の対象、計画の推進体制（評価）、具体的な取組等の変更はせず、前述の「読書のよろこびを子どもたちに」伝えるという目標を目指します。

数値目標

現計画では、4つの数値目標が掲げられています。

- （1）図書館資料貸出点数（0歳から18歳）
- （2）週に1時間以上自主的に本を読む子どもの比率（小・中学生）
- （3）団体貸出登録数（児童クラブ、子ども読書に関するボランティア団体）
- （4）調べ学習等、市立図書館を利用した授業を行った学校数（小・中学校）

数値目標に対する考え方としては、次の2案が挙げられます。

【案1】すべての数値目標をそのまま据置き

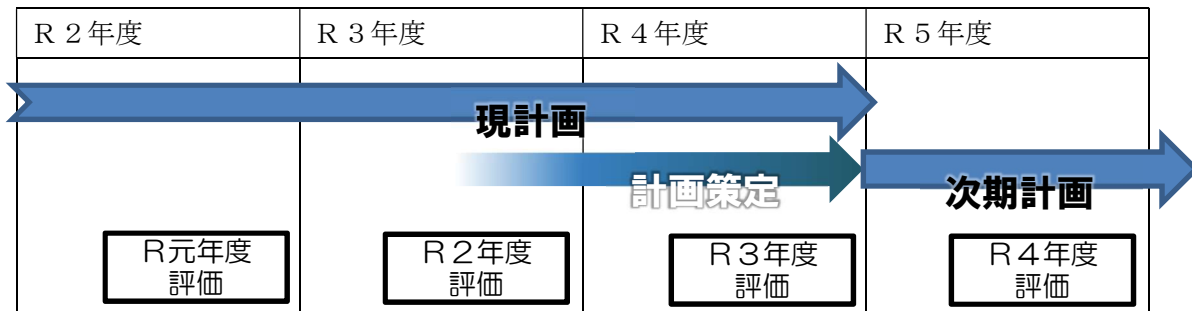
【案2】達成済みの数値目標のみ再設定

4つの数値目標の中で、達成しているのは（1）のみです。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルスまん延防止による長期の臨時休館により、数値目標の達成は困難と思われます。また、ウイルス対応の長期化も見込まれる中、来年度の見通しも不透明と言わざるを得ません。

そのため、【案1】すべての数値目標をそのまま据置きとします。

今後の流れ

次期計画策定にあたっては、改めて適切な時期に策定方針を作成し、庁内手続きを経て着手することとします。



改訂箇所

改訂箇所は、次のとおりです。

頁	改訂前	改訂後
7	目標値（平成 3 2 年度）	目標値（令和 4 年度）
8	（表・グラフ内） <u>H 3 2</u>	<u>R 4</u>
8	目標値（平成 3 2 年度）	目標値（令和 4 年度）
9	目標値（平成 3 2 年度）	目標値（令和 4 年度）
9	（表・グラフ内） <u>H 3 2</u>	<u>R 4</u>
10	平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの <u>5</u> 年間とします。	平成 2 8 年度から令和 4 年度までの <u>7</u> 年間とします。
概要版	計画の期間 平成28年度から平成32年度までの5年間とします。	計画の期間 平成28年度から令和4年度までの7年間とします。